



山居倉庫と山居橋

潤いと美しさが広がるまちへ
快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ

6 施策の大綱

第5章

潤いと美しさが広がるまち

～快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ～

急速に都市化が進展する中で、経済性や効率性、機能性を重視した結果、景観への配慮が不足し全国的に画一化した街なみとなっています。本市の歴史的、文化的特性を生かし、潤いと美しさにあふれる景観形成に取り組みます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりを理念に、快適で機能的な生活環境の整備を図ります。さらに、市民、事業者、行政が連携を図り、まち全体を一つの公園とする公園都市構想を推進し、心やすらぐまちをつくります。

第1節 快適で機能的なまちづくり ————— 72

第2節 美しさにあふれるまちづくり ————— 74

施策の方針

快適で機能的なまちは、市民生活において最も基本的かつ重要な要素です。また、高齢者や障がい者など、すべての人が快適に生活できるまちづくりが求められています。安全で安心な上下水道や良質な居住環境等、生活する上で必要不可欠な基礎的社会基盤整備を計画的に推進します。また、人口減少社会に対応し、既存の社会資本の有効活用を図り、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

施策

(1) 安全で安心な 上下水道の整備

水道事業は、顧客サービスの一層の向上を図るために、水質の向上対策、ライフラインとして災害に強い施設整備、事業運営体制の強化を計画的に推進します。

排水対策は、生活雑排水、汚水、雨水を総合的に処理するため、地域の特性に合わせ、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を行い、水洗化率の向上を図ります。

①水道事業の財政基盤の強化と顧客サービスの向上

- ・新たな水運用システムの構築
- ・施設の計画的な更新

②安全で快適な給水の確保

- ・水質の向上対策の推進
- ・給水栓までの水質管理対策の推進

③水道施設の災害対策等の充実

- ・施設の耐震化の推進
- ・応急給水体制、災害復旧体制の整備

④生活排水対策事業の推進

- ・生活排水処理施設の計画的な整備

(2) 良質な居住環境の整備



高齢者疑似体験

良質な居住環境を確保していくために、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。また、安全で良質な居住環境を形成するため、民間住宅の質的向上対策や良質な公営住宅の整備を行います。さらに、地元管理道路の舗装や近年の局所的な集中豪雨によって道路冠水等の被害のある地域の幹線排水路や生活に密接な側溝の整備を推進します。

冬期間交通の安全確保のため、除雪機械の充実や除雪ボランティアの育成と支援を行い、雪対策の充実を図ります。



道路側溝の整備

①ユニバーサルデザインによるまちづくり

- ・どこでも、だれでも、自由に使いやすいデザインへの配慮

②住宅と宅地の質的向上対策の充実

- ・高齢者、障がい者等にやさしい居住環境づくりへの支援
- ・良質な宅地整備の誘導

③良質な公営住宅の提供

- ・市営住宅の計画的な整備

④生活道路および側溝整備

- ・市道認定外道路の整備
- ・第5次側溝整備計画による整備
- ・地元管理道路の側溝整備への支援

⑤排水対策の充実

- ・雨水幹線排水路の整備
- ・道路冠水個所の解消

⑥雪対策の充実

- ・歩車道除雪の充実
- ・除雪ボランティアの育成と支援
- ・防雪柵の設置

(3)コンパクトで交流の 広がるまちづくり



中町サントウン

中心市街地の空洞化は、全国の地方都市共通の課題です。中心市街地はもとより地域のまちづくりエリアにおいても、快適で住みよい都市環境、生活空間の整備を推進します。また、交流の舞台となる活力あるまちづくりを総合的に進めるため、ひと、もの、情報が緊密で魅力あるライフスタイルを享受することができる、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

①中心市街地への居住誘導

②都市機能の再生

- ・中心市街地活性化のための事業推進および支援
- ・大型店舗撤退跡地の再整備
- ・駅周辺等の整備

③タウンセンター構想※42の推進

※42 タウンセンター構想

旧三町地区の総合支所を中心にした周辺エリアに、地域の保健、福祉、生涯学習、行政機能などを集約し、交流と賑わいの拠点となる複合施設を整備する構想。

施策の方針

美しさにあふれるまちは、きれいな空気や澄んだ水と同じように、市民生活に欠かせない市民共通の財産です。このような認識を市民一人ひとりが持ち、誰もが景観形成や保全の取り組みに参加できる仕組みづくりを構築します。

また、市民の憩いの場、市民交流の場として、心やすらぐ緑豊かな公園整備を行います。

施策

(1) 公園都市構想の推進

まち全体を一つの公園に例え、市民参加による整備を推進します。「より美しく」「よりきれいに」「より快適に」を基本理念に、緑化、美化ボランティア活動を広げ、ぬくもりや、やさしさが伝わり、心豊かで快適に暮らせるまちづくりを進めます。

① 市民意識の高揚と市民活動の促進

- ・市民参加による公園づくりの推進
- ・緑化、美化ボランティア活動の推進

(2) 美しい景観づくり



飯森山公園

景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活環境や経済基盤等との調和により形成されます。美しい景観は、将来にわたる市民共有の財産であり、そこに住む人々の長い間の努力の積み重ねにより生みだされるものです。景観法に基づく計画を策定し、市民や事業者、行政が一体となって、美しい景観形成に取り組みます。

① 景観保全、形成の推進

- ・景観啓発活動の充実
- ・景観づくりへの支援



日和山公園

(3) 潤いのある公園整備



手づくり公園整備

公園に対する市民のニーズに応えるため、既存公園の再整備や特色ある公園づくりを目指し、市民参加による潤いのある公園整備を行います。また、緑豊かな環境をつくるため、公共施設での緑化推進や市民意識の高揚を図ります。

①公園、緑地整備

- ・都市公園等の整備
- ・市民参加による公園づくりの推進
- ・公園未整備地区の整備

②緑化の推進

- ・公共施設での緑化の推進
- ・生け垣設置の推進
- ・保存樹制度の推進
- ・緑化意識の高揚



舞鶴公園